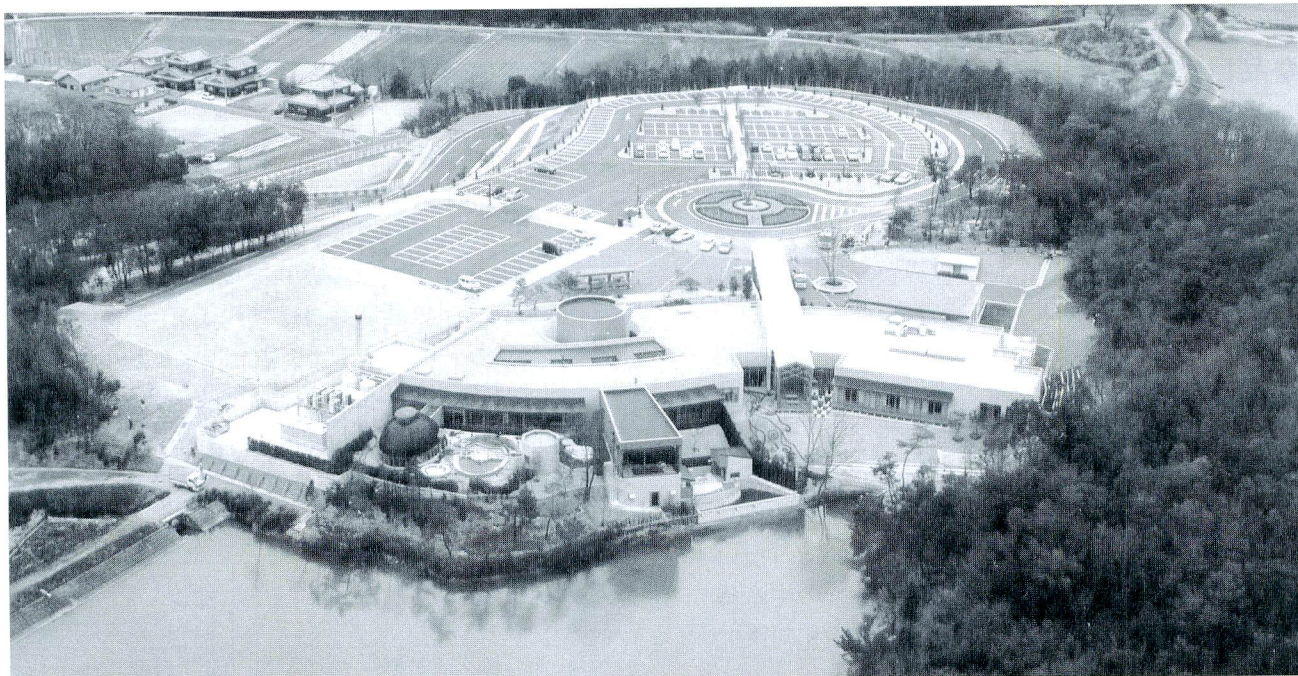




兵庫県行政書士会東播支部会報

ぎょうせい はりま

No. 58
2007. 1



白雲谷温泉「ユピカ」

新年のご挨拶

兵庫県行政書士会東播支部
支部長 岩本 泉



皆様、あけましておめでとうございます。

旧年中は何かと支部運営にご協力、ご支援いただきまして有難うございました。お礼申し上げます。

昨年は、東播支部親睦研修旅行として四国の道後温泉に行きました。バスの中で先輩会員の国民年金のアドバイスなどもあり帰宅してから早速に市役所に足を運びました。そして2日目に平山郁夫美術館に立ち寄り、日本画の第一人者の作品に触れ、経歴も素晴らしいものであることを勉強いたしました。子供の時の「絵」が展示されていました「こんな絵」でも大事に残している親に感心しました。昨年の何ともいえない話として、いじめによる子供の自殺、ましてや教師がそのいじめの張本人であったというお粗末な事件もありました。それ以上に母親が我が子を虐待し食事を与えないで餓死させたり、保険金目的で殺すということんでもない事件が何件もありました。又、少年達が、ホームレスの人を襲撃して金品を盗り、挙げ

句の果てにゲーム感覚で殺害をしてしまった。最近我が日本はどうなっているのでしょうか。そして明るい話として、日本プロ野球を代表する松坂大輔・井川慶らがアメリカのメジャーリーグに挑戦する事になりました。幾つになっても挑戦をするという姿勢は大事だと思います。

今、行政書士にとって重要なことの一つに「ADR」があらうと思います。「行政ひょうご11月号」に隅康ADR推進室室長が述べられていますし、私も以前から同様の意見でした。是非、認証を決めて欲しいと思います。でも最近「街の法律家」と言われる、私たち行政書士の仲間にも、政治家にも「弱者のために」とか「国民のために」という考え方が欠如しており、「自分（達）が儲かればよい」という自己中心的な考え方があるような気がしてならないのです。禅の言葉に、「惺々着（せいせいじゃく）」と言うのがあります。「心を目覚めさせよ」と言う意味だそうです。やるべき事を投げ捨て遊びに興ずるとか、禁断の恋に走るとか、人に騙されたり浪費にのめり込んでいるような時に使われるのです。今こそはっきりと目を開いて自分の行いを見直してみなさい。鏡を見ながら「惺々着」。目覚めたらあなたはきっとイキイキとして輝いてますよ。

行政書士は、まちの身近な相談相手



変わる農業政策

～農業者支援スペシャリスト・行政書士～

東播支部 三 村 良 三

◆品目横断的経営安定対策とは

一般市民、消費者には耳新しいでしょうが、いま、「品目横断的経営安定対策」とか「担い手の育成」、「認定農業者」が農家にとっては取り組むべき直面する大きな問題となっています。

総自由化を目指すWTO（世界貿易機関）体制に沿いながら政策展開するしかない農業政策や、戦後農業政策の結果として農業人口の減少、農業従事者の高齢化、兼業農家の増加や農業収入の低迷による耕作放棄地の増加などの対策として促進されています。

平成19年度から、これまでの全農家を対象にしていた支援（交付金）を「意欲と能力のある担い手」に限定し、品目を定めて「諸外国との生産条件格差補正対策」、「収入の変動の影響緩和対策」を導入しようとするものです。

◆認定農業者や集落営農組織をつくる

では、農家の方はどうすれば良いのでしょうか。まず、①意欲と能力のある個別経営、法人経営で農業をする「認定農業者」、②小規模農家や兼業農家が集まった「集落営農組織」のいずれかを選びます。（条件などは別表を参照）

別表1 認定農業者

規模要件	原則 4 ha	物理特例：地域による特例あり
所得目標	450 万円以上	所得特例：225 万円以上

別表2 集落営農組織

規模要件	原則40ha	物理特例・生産調整特例：地域による特例あり
5 要件	- 農用地の利用集積目標 - 規約の作成 - 経理の一元化 - 主たる従事者の所得目標 - 農業生産法人化計画の作成	

◆品目横断的経営安定対策の加入申請

次に、「品目横断的経営安定対策の加入申請」をします。19年産秋まき麦の加入申請は平成18年11月30日で締め切られています。このように品目によって申請時期が異なりますし、交付金関係の提出書類も提出期間が定められていますから、予め確認しておく必要があります。

◆農業者を支援するスペシャリスト・行政書士

兵庫県北播磨県民局では、農業者を支援するスペシャリスト派遣事業を行っており、行政書士はこれに協力しています。

①農業生産法人の設立～行政書士用電子証明書での電子定款認証は印紙代 4 万円が不要！

会社法など他の法律によって設立した法人の内、農地法による要件を備え、農地法第 2 条による耕作目的での農地取得が認められる法人

〈4 要件〉農地法第 2 条第 7 項	〈法人の形態〉
1. 法人形態要件（本文）	1. 農事組合法人
2. 事業要件（第 1 号）	2. 株式会社
3. 構成員要件（第 2 号）	3. 合名会社
4. 業務執行役員要件（第 3 号）	4. 合資会社
	5. 合同会社(LLC)

詳しくは、行政書士にお尋ね下さい。

②認定農業者の申請

③集落営農組織の規約、農業生産法人化計画、農用地集積目標などの作成

④農地法関係の許可申請、届出など
お気軽にご相談頂きたいと思います。

〈参考資料〉

■農林水産省ホームページ：担い手と集落営農
<http://www.maff.go.jp/ninaite/>

■兵庫県行政書士会東播支部ホームページ
<http://www.hyogokai.or.jp/branch/tobani.html>

〈関係法令等〉

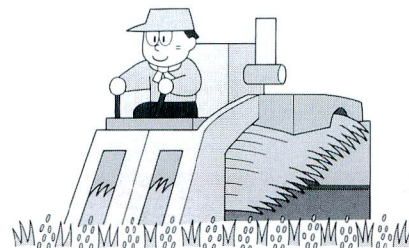
■食料・農業・農村基本法

■農業経営基盤強化促進法

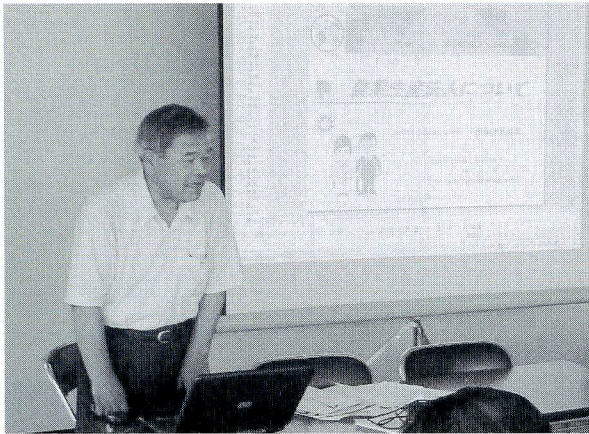
■農地法

■品目横断的経営安定対策実施要領

■会社法



『農業生産法人について』の研修会



昨年の8月19(土)西脇市民会館において、午後1時30分から3時30分まで、三村良三会員を講師に迎え、北はりま地域ビジョンの一環として、これからの農業生産の主役を担って行くであろう農業生産法人についての研修会を開催いたしました。

残暑の厳しい土曜日の午後、16名の会員が参加し、熱心に講師の熱弁に耳を傾けました。まだ聞きなれない言葉である「農業生産法人」とか「認定農業者制度」等の基本的な内容を研修しました。

汗だくで講師を務めて戴いた三村会員には、お忙しい中、資料の作成からパワーポイントの準備まで全てをしていただき本当に有難うございました。

『品目横断的経営安定対策申請業務指導者研修会』開催

北はりま地域ビジョンの第2回目の研修会として、昨年の11月7日(火)午後3時から4時50分まで、加東市社の兵庫農政事務所において「品目横断的経営安定対策申請業務指導者」についての研修会を開催しました。

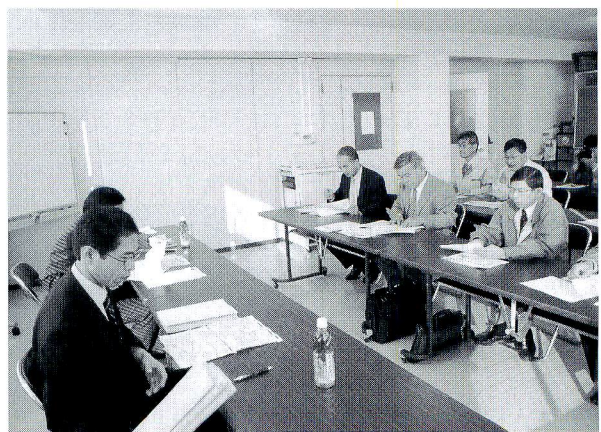
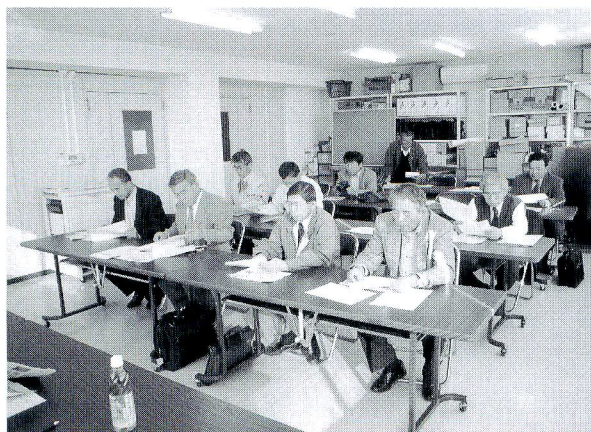
講師として農水省より農政局の課長と担当者の方2名をお迎えして、実務、特に申請書の作成の仕方を丁寧に教えていただきました。

国としてもこれからの農業生産の中心になっていく農業生産法人には大変期待されているのが良く分かりました。また、行政書士にはその側面からの協力が求められています。

第1回目の研修会そして今回の2回目の研修会を通して考えると、日本の農業政策が一つの転機を迎えているように思われます。街の身近な相談相手として行政書士が力を発揮する場がまた一つ増えました。

会長のスローガンである"生かそう知識 果たそう使命"が頭に浮かびます。

予定していた時間を延長して指導して戴きました2名の講師の方々、有難うございました。今後ともご指導宜しくお願いします。



『法の日』 無料相談会開催

広報部 鈴木 隆 文

毎年恒例の「法の日」の無料相談会が10月1日（日）午前10時から午後4時まで、西脇市のコープこうべ西脇店において、土地家屋調査士会、司法書士会との共催で開催しました。

当日はあいにくの小雨が降る中、午前9時30分からそれぞれの士会の会員が立て看板やパンフレット、ポケットティッシュ等を選び、会場にテーブルや椅子を設置し準備を整え、あとは相談者を待つだけとなりました。

手の空いた会員は店舗入口でリーフレットや野菜の種、ポケットティッシュを配って無料相談をアピールしましたが、この日は兵庫国体真っ最中であり、西脇市では少年女子ソフトボールの試合を開催しています。また、朝から小雨が降っているため、相談者の出足は今一でしたが、そのうち徐々に相談者も増え始めいつの間にかお昼になりました。

相談内容により三士会が分担して受け持ち、相談会は大変スムーズに進みましたが、中にはくやみを話すだけで帰られる人もおられ相談員も苦笑していましたが、毎年の事ながら、相続や土地の境界、農地転用や多重債務等の相談が多かったです。

午後からは雨も本降りになり、相談者もパラパラでしたが、あっと言う間に終了時間の4時になり、また雨の中看板等を片付け、きれいに掃除して解散しました。相談員の方々大変ご苦労さまでした。また、今年もよろしくお願いします。



行政書士試験監督員

広報部 鈴木 隆 文

平成18年度の行政書士試験が昨年の11月12日（日）にありました。毎年県内の各支部より何名かが試験監督員として協力しております。今回は東播支部から19名が、財団法人行政書士試験研究センターより試験監督員に委嘱され協力しました。

兵庫県内の試験会場は甲南大学、神戸学院大学と兵庫県立大学姫路書きキャンパスの3会場で行われました。監督員は事前打合せと当日の2回、会場に出向き万全の準備を整えました。東播支部の担当会場は神戸学院大学で、当日は朝9時から打合せと会場の設営があり、試験は午後1時から4時までの3時間です。神戸学院大学での受験者は約1,000人で例年より少し減少しています。では試験当日の一日を紹介します。

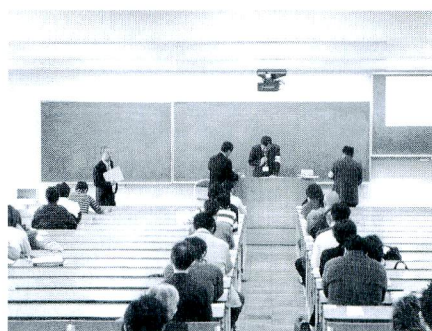
午前8時；小野市役所に集合。3台の車に分乗して会場へ。8時45分；会場に到着。建物の外で缶コーヒーを飲みながら休憩。9時；打合せ会場へ。9時30分；試験会場の設営と野外の看板設置等に分かれ各担当場所へ。11時；順番に弁当を食べる。11時30分；野外及び試験場担当者1名は持場へ。12時；受験者は試験会場入室開始（当日は少し寒かったので11時30分に繰上げ）。12時25分；試験監督員入室。私が担当した試験場は160名が受験しました。

12時30分；チーフ監督員は受験についての注意事項を説明、1時；試験開始の合図。会場内に緊張感が漂う。監督員は足音をたてずに巡回。2時；途中退席の許可を告げる。誰も退室しません。この頃からお便所に行きたい受験者が手を上げ、監督員と一緒にいきます。3時；途中退室者が手を上げ始める。監督員は回答用紙を回収、受験者は荷物をまとめ試験場を出て行く。まだ殆どの受験者は下を向き試験問題と格闘中、鉛筆を走らせている。会場を見渡すと寝ている受験者が一人いた。鉛筆を置きボーとしている受験者を何人か発見。3時間頭を集中するのは如何に困難か。良く解った。

受験者は大変である。また、監督員も大変である。3時50分；残り時間10分、途中退室禁止の説明。

4時；試験終了。解答用紙を集める。受験番号順に並べて点検。1枚番号が合わない解答用紙発見。氏名を確認。該当者に受験番号を確認し、訂正させる。全ての解答用紙を封入用紙箱に入れガムテープで封印し終了。

受験者は早々と帰り支度をして試験場を出て行く。監督員は会場を片付け、点検した後、本部室に帰る。解答用紙が入った封入用紙箱が全て揃うのを待ち、本部責任者が確認後、『解散』。以上で長い一日が終了しました。



株式会社の発起設立



小林 克行

平成18年5月1日の会社法の施行に伴い、株式会社の設立方法が変わりました。

株式会社の設立の方法には、発起設立と募集設立の2種類があります。今回はその発起設立について少し述べてみます。発起設立とは、発起人のみが設立時の株式を引き受ける方法による会社設立のことをいいます。

手続きの説明

(1) 発起人の決定

会社の設立にあたり、発起人となるべき者を決定します。発起人とは、定款に発起人として署名または記名押印した者をいいますが、会社の設立にあたり、設立の企画や、設立に関する事務を担当します。

(2) 定款の作成

定款とは、会社の組織・活動を定める根本規則です。発起人はまず、所定の事項を書面に記載して定款を作成し、発起人全員が署名または記名押印しなければなりません。書面に代わり、電磁的記録で定款を作成する場合には、所定の事項を記録し、法務省令で定める署名または記名押印に代わる措置を執らなければなりません。

定款の記載事項には、絶対的記載事項、相対的記載事項、任意的記載事項があります。絶対的記載事項は、定款に必ず記載しなければならない、この記載がなければ定款自体が無効となってしまうもので、具体的には、会社法第27条で定められています。相対的記載事項とは、定款に記載しなくても定款の効力に影響はありませんが、定款に記載しない限り、会社の法律行為としての効力が認められないものです。会社法28条に定める現物出資に関する事項、財産引受けに関する事項、発起人の報酬その他の特別の利益、設立費用のほか、株式譲渡制限などの株式の内容に関する特別の定めなどの規定があります。また、任意的記載事項は、会社法に違反しない限り定款に記載されていなくてもその効力に影響せず、会社の法律行為としての効力にも影響はないというものです。

(3) 定款の認証

定款を作成したら、これについて公証人の認証を受ける必要があります。認証を受けなければ、その定款は効力を生じません。

(4) 設立時発行株式に関する事項の決定

設立に際して出資される財産の価額またはその最低額は、定款で定めておきます。これ以外で会社法32条1項が規定する「発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数」、「設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額」、「設立後の株式会社の資本金および資本準備金の額に関する事項」については、発起人全員の同意によって決定しなければなりません。あらかじめ定款で定めておくこともできます。

(5) 発起人による株式の引受け

発起人は、(4)で定められた事項に従い、設立時発行株式を引受けます。

(6) 変態設立事項がある場合は、裁判所の選任する検査役による検査

定款に変態設立事項（会社法28条各号に掲げる事項）があるときは、発起人は、定款認証後遅滞なく、裁判所に検査役選任の申立てを行い、その調査を受けなければなりません。ただし、現物出資される財産の額が500万円を超えない場合など、一定の要件を満たす場合については、検査役の調査は不要となります。検査役による調査の結果、不当な事項があるときには、裁判所が定款の定めを変更する決定を行います。

(7) 発起人による出資の履行

発起人は、設立時発行株式を引き受けた後、遅滞なく、引き受けた設立時発行株式について、その出資に係る金銭の全額を、発起人が定めた銀行等に払い込まなくてはなりません。金銭以外の財産で出資する場合（現物出資を行う場合）も、設立時発行株式の引き受け後、遅滞なく、会社に対してその全部の給付を行います。

(8) 設立時役員等の選任

発起人は、出資の履行が完了したら、遅滞なく、会社の機関設計に応じて次の設立時役員等を選任します。

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| ① 設立時取締役 | ② 会計参与設置会社にあつては、設立時会計参与 |
| ③ 監査役設置会社にあつては、設立時監査役 | ④ 会計監査人設置会社にあつては、設立時会計監査人 |

これらの設立時役員等の選任については、あらかじめ定款で定めておくこともできます。この場合、発起人による出資の完了時点で、定款に記載された役員を選任が行われたものとみなされます。

(9) 設立時取締役等による設立手続きに関する調査

設立時取締役（監査役設置会社である場合は、設立時監査役も）は、選任された後遅滞なく、出資の履行が完了したかどうか、その他設立手続に法令・定款違反がないかなどを調査します。調査によって、法令または定款に違反する事項、または不当な事項があると認められるときは、発起人に通知しなければなりません。

(10) 設立時代表取締役等の選定

設立時取締役は、設立する会社が取締役会を設置する会社である場合には、設立時取締役の中から、設立に際して代表取締役となる者を選定します。

(11) 設立登記

会社の設立の登記は、代表者が、所定の期間内に本店所在地の登記所において申請します。登記事項については、会社法911条3項に定められています。会社は、設立登記を行うことによって法人格を取得し、法的に会社として存在するに至ります。

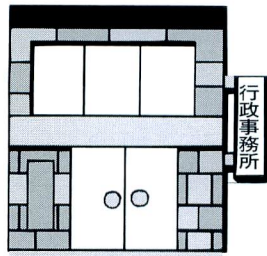
今回の改正で大きく変わった点

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| ① 同一の住所地でなければ同じ商号でも可 | ② 最低資本金1円から |
| ③ 発起人設立の場合は、銀行の残高証明、通帳の写しで可 | ④ 公開会社と非公開会社区別 |

※新日本法規出版「Q & A 新会社法の実務」から引用

事務所 訪問記

村上紀文事務所
(11月22日水曜日訪問)



今回は、前支部長の西脇市黒田庄町、村上紀文会員の事務所を訪問しました。村上会員は、昭和53年1月に行政書士事務所を開業され、現在は平成18年の9月から勤められている綺麗な事務員さんと二人で忙しくされています。

開業当初は仕事も無く、名刺配りに一日を潰し、「石の上にも3年」ということわざがありますが、5年程は苦勞されたそうです。

現在、主として取扱っておられる業務は、土地関係（農地申請、官民境界申請）、建設業関係、産廃収集運搬業関係。その他何でもお客さんのニーズに合わせて、かなり遠方まで営業範囲を広げて頑張っておられます。



村上会員の趣味であるバイク（自動二輪車）は、40才を過ぎてから本当の趣味として乗り始められ、四国一周や静岡浜松、富士山等色々な場所へツーリングに行かれたそうです。

現在の愛車はホンダの800ccの大型バイクだそうで、今までバイクに乗っていてこけたこともあったけど大きな怪我もなく、今でも峠を攻めるのが大好きと、バイクの話しをするときは少年の様に目を輝かせて楽しそうに話されていました。

もう一つ趣味であるマンガについては事務所の奥の部屋に各シリーズごとに整理された単行本がビッシリと並んでいるそうです。

（残念ながら今回は拝見しませんでした、時間があれば読破したいものです）

[広報部 鈴木 隆文]

インタビュー

* 開業のきっかけは？

自分の力で、依頼者の願い（許認可）を叶えてあげたいと思うようになり。

* 事務所のセールスポイントは？

依頼者に対して、親切・丁寧・迅速をモットーに明るく楽しく仕事することです。

* 業務をされていて思うことはありますか。

依頼者の意向に何とかして（何としてでも）応えたい。

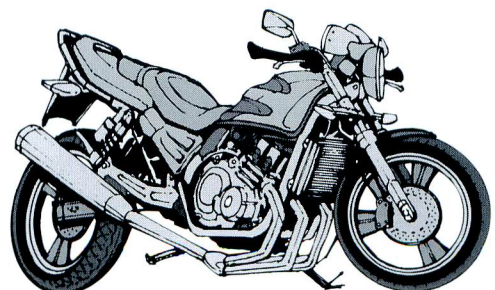
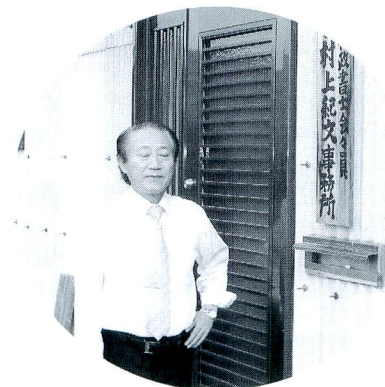
しかし、全てはうまくいかないときもある…？

* 休みの日の過ごし方は？

毎日の忙しさから開放され、脳を癒すためマンガを読み、天気の良い日はバイクでツーリングを楽しみストレスを解消することです。

* 人生のモットーは？

月々日に精進を忘れるな！
趣味を活かして楽しく生きる。





東播支部研修旅行記

厚生部長 橋 本 一 弘



秋の行楽シーズン真最中の11月18日・19日の土曜・日曜日に、東播支部の研修旅行が開催されました。

バスは小野市役所から加東市役所、加西市役所経由で、参加者を乗せ集めて、瀬戸大橋を渡り、一路道後温泉へと向かいました。

途中、丸亀で讃岐うどんを賞味し、善通寺を参拝してから、懐かしい市電が走り「坊ちゃん発表100周年」でにぎわう、湯のまち道後温泉へ到着しました。

そのころから降り出した雨も、温泉情緒を盛り上げるのに一役かいました。

ホテルの温泉内に飾られている、『もぐら庵』池田耕治作の「旅は道づれ仲間づれ」「湯の中に極楽があり 人生があり」という楽しい動物絵にも癒されながら、温泉にゆったりと浸かり、日頃溜まった垢(ストレス)を洗い流し、リフレッシュ&アンチエイジングすることができました。

翌日は、日本画の大家、平山郁夫美術館で「私の来たシルクロード展」を鑑賞、一流の絵画に出



会い、豊かな教養と品性を持つメンバー達は芸術の秋を堪能しました。

東播支部の会員は仲が良いといわれていますが、途中で二人の先生がバスを降りて松山市内を走り回るハプニングがあったり、土産物屋で名物の「じゃこ天」を買い占める太っ腹な先生もいて、笑いの絶えない楽しい旅行でした。

当支部の地域では交通手段が限られていることもあり、飲酒運転予防の観点からも酒席等の懇親会の機会も減っていくと予想されます。ですから今まで以上に、裸のつきあいができる親睦旅行は、支部メンバーの懇親を図る機会として大きな役割を担うでしょう。

帰りのバスの中で、幹事として至らなかった点を反省しながら、次は台湾や沖縄ならいいのに、温泉なら今はやっぱり北陸かと、来年へと思いを馳せながら今回の研修旅行は無事終了しました。



『白雲谷温泉 ゆぴか』(表紙)

小 西 旦 二

平成16年3月にオープンした白雲谷温泉「ユピカ」は、眺めの良い庭のある福祉風呂「白雲の湯」森の眺めが自慢です。

ドーム型の岩風呂は「山の湯」、水辺の眺めが美しく香ばしい檜風呂は「水辺の湯」などがあります。それぞれ個性のある湯は週毎に男湯と女湯が入れ替わります。露天風呂からの森や湖畔の眺めは心身の疲れを癒すのに最高の温泉です。

入浴後はレストランでの食事もし、売店には地元特産品が並んでいます。

休憩室は64畳と広く大画面のテレビがあり、マッサージ室も完備しています。

散策路が整備されている裏山(高山)の散策も含め一日ゆっくりと過ごせる白雲谷温泉です。

(場所；小野市黍田町、入浴料；大人600円子供300円、入浴時間；午前10時から午後10時まで)

(社)兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会社員

登記・測量のことなら 立花義房登記測量事務所

土地家屋調査士・行政書士
加西市嶋町29番地
TEL (0790) 45-0276



屋根のお医者さん
瓦販売並びに施工

(株) 常 峰 瓦 店

〒679-0222 兵庫県加東市高岡2180
TEL (0795) 48-2358
FAX (0795) 48-3799

富士ゼロックス兵庫特約店
デジタル複合機・パソコン・他OA機器

内外織物株式会社 OA事業部

兵庫県西脇市高松町570-1
TEL (0795) 22-3203
FAX (0795) 22-2924

東播支部会員動向 (H19年発行日現在)

会員数/95名
西脇市/23名 多可郡/6名 加西市/27名
加東市/19名 小野市/20名

この会報に掲載する広告を募集しております。
ご希望の方は、お近くの支部役員にお知らせください。

編集後記

去年は、いじめ事件で多くの子どもの自殺者がでました。また、教科履修問題等で学校の校長先生までもが自殺しています。

今、学校では何が起こっているのでしょうか。私が子どもの時もいじめはありましたが、そんなことをしているより外で遊ぶ方が楽しくて、山や川、田んぼを走りまわっていました。

今の子どもは山や川へ行ったら危ないから近寄ってはダメだ。暗くなるまで外で遊ぶと変なおじさんが出てくるから早く家に帰りなさいと言われる。結局、家の中でテレビゲームやPCで遊ぶ。狭い場所、仮想の世界で遊ぶしかしかたがない。

昔から変わってないのは、一日の時間と家の周りの自然(少しは変わってますが)。道具が進歩し、時間にゆとりができるはずなのに、今は時間を気にして急いで生きている。時間の使い方をもう一度考えても良いんじゃないでしょうか。

去年は、多数の原稿や広告を頂きありがとうございました。

今年もよろしくお願いします。

ぎょうせい はりま No.58

発行日/平成19年1月1日
発行人/岩本 泉
発行者/兵庫県行政書士会 東播支部
〒673-1324
加東市新定489-4
岩本 泉事務所内
TEL (0795) 46-1315 FAX (0795) 46-0909